

## 小川貴夫議員に対する問責決議

小川貴夫議員においては、これまで出席した予算決算委員会において、客観的事実に基づかない発言を繰り返してきた。このことは、度重なる発言取消しにより明らかな事実である。過去には、令和7年3月と同年6月の予算決算委員会での発言について取消しがなされており、いずれも取消しの際にはおわびしているものの、状況が改善されることなく同じことを繰り返している。

直近では、令和8年3月13日の予算決算委員会で、同年3月11日の予算決算委員会における自らの発言を取り消した。内容としては、質疑の中で事実誤認による誤った発言をしたため、おわびし、発言を取り消しさせていただきたいということであった。

さらに、小川貴夫議員の令和8年3月10日の予算決算委員会における発言については、質疑の中で誤解を招きかねない発言をしたため、おわびし、質疑全体を取り消してさせていただきたいということで、質疑全体の取消しに至っている。

繰り返される発言取消しは、市民の代表として議会で質疑を行うことに対しての明らかな準備不足であり、議員の姿勢として非常に無責任と言わざるを得ないものである。

これに加え、小川貴夫議員は、発言取消しを申し出た予算決算委員会からわずか10日後の令和8年3月23日の議員懇談会において、「発言取消しについては反省していない」旨の発言を行った。この発言は、自らの発言に対する責任を放棄するのみでなく、議会の規律と権威を著しく軽視するものであり、到底看過することはできない。

よって、田原市議会は、小川貴夫議員に対し、これらの行為について猛省を促すとともに、厳格に自らを律し、誠実な反省を行動で示すよう強く求め、ここに問責するものである。

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

田原市議会